

# こども誰でも通園制度(仮称)について

令和5年10月13日

## 「こども未来戦略方針」

～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～

(令和5年6月13日閣議決定)(抜粋)

### 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

#### (3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設～

0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度(仮称)」)を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。

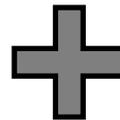
# こども誰でも通園制度(仮称)について

## ▼新たな通園給付のイメージ

- ・こども1人につき月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みとすることを想定。
- ・また、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点などの幅広い事業者の取組を想定。

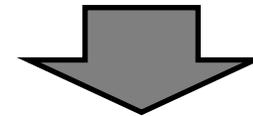
### 現行の子どものための教育・保育給付

- ・フルタイム就労の者
- ・パートタイムの者 一定の就労時間以上 等
- ※保育の必要性を市町村が認定することが必要



### こども誰でも通園制度(仮称)の創設

- ・専業主婦(夫)等
- ・育休中の在宅で子育てをする家庭 等
- ※就労要件を問わない
- ※令和5年度からは、未就園児の定期的な預かりモデル事業を実施



- 在宅で子育てしている場合でも、専門職がいる場で、同世代とかかわりながら成長できる機会を保障できる。
- 理由を問わず、誰でも簡単に利用でき、育児負担や孤立感を解消できる。
- 給付制度化することで、全国的な提供体制の確保が進みやすくなる。

# こども誰でも通園制度(仮称)について

## ▼制度の全体像

項目	内容
給付制度の立て付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「〇〇給付(名称は精査中)」を子ども・子育て支援法に設けることを想定。</li> </ul>
利用対象者の認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者の市町村による認定の仕組みを、子ども・子育て支援法に設けることを想定。</li> <li>・ただし、認定は、保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない児童(未就園児)であるかを確認するといった市町村の負担が少ない形とする。</li> <li>(注)0歳6か月までは伴走型支援や産後ケア事業等に対応することを想定し、こども誰でも通園制度では0歳6か月～2歳児の未就園児のいるすべての家庭を対象とすることを想定</li> </ul>
事業実施者の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度を行う事業者について、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点など、幅広い事業者において行うことを想定しており、本制度を行う事業者について市町村が指定する仕組みを、子ども・子育て支援法に設けることを想定。</li> </ul>
契約の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度の利用に当たっては、市町村による調整を行うのではなく、利用者と事業実施者との直接契約で行うことを想定。</li> </ul>
公定価格の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どものための教育・保育給付」の公定価格の仕組みとは別に、新たに「〇〇給付(名称は精査中)」の運営費に係る補助する給付を設けることを想定。</li> <li>・利用者負担については、事業者において徴収することを想定。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時預かり事業は、こども誰でも通園制度と異なり、利用対象者は未就園児だけではなく、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合などにおいて、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業であるため、引き続き現行の事業を継続させる必要がある。</li> </ul>

# こども誰でも通園制度(仮称)について

## ▼国の「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」での検討事項

### (1)「こども誰でも通園制度」(仮称)の制度について

- ・制度の全体像について
- ・なぜ「こども誰でも通園制度」の創設が求められるのか
- ・こども、保護者にとってどういった意義があるのか
- ・通常の保育や一時預かりとは異なる「こども誰でも通園制度」の意義は何か
- ・職員に求められる力量や難しさ、やりがいほどのようなものか

### (2)「こども誰でも通園制度」(仮称)の試行的事業実施上の留意点

- ・令和6年度の試行的事業について
- ・試行的事業を実施する上で、年齢横断の共通の留意点・論点は何か
- ・年齢ごと(0歳児、1歳児、2歳児)のかかわり方の特徴と留意点は何か
- ・利用方法(定期利用、自由利用)毎の特徴と留意点は何か
- ・実施方法(一般型(在園児と合同、または、専用室独立実施型)、余裕活用型)毎の特徴と留意点は何か

### (3)施設・事業類型毎の事業実施のイメージ

- ・保育所・認定こども園をベースにして実施する場合
- ・小規模保育をベースにして実施する場合
- ・家庭的保育事業をベースにして実施する場合
- ・幼稚園をベースにして実施する場合
- ・地域子育て支援拠点をベースにして実施する場合

### (4)その他

- ・要支援家庭への対応上の留意点は何か
- ・市町村において、地域の実情を踏まえた事業実施に向けて検討しなければならないことは何か
- ・こども誰でも通園制度に係るシステムの構築について